

氷見市男女共同参画プラン（第5次）

令和4（2022）年度～令和13（2031）年度



氷 見 市

ごあいさつ

氷見市では、平成10年から4次にわたり「氷見市男女共同参画プラン」を策定し、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に努めてきました。

このプランに基づく様々な取組みにより、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割に関して固定的な考えを持つ人の割合は年々減少してきたものの、家事の多くを女性が担っていることなど、男性が優遇されていると感じている人がいまだ多い状況です。

持続可能な開発目標（SDGs）においても17の目標の一つとしてジェンダー平等の実現が掲げられており、その達成に向け、性別にかかわらず全ての人の人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界中の人々、とりわけ女性の生活に大きな影響を及ぼし、国内では、DVの相談件数や、女性の自殺者数が増加しているなど、我が国のジェンダー平等の著しい遅れが浮き彫りとなり、その達成が求められています。

こうした中、令和4年度からスタートする本市の第5次プランでは、「男女共同参画の意識づくり」、「家庭・地域社会における男女共同参画のための環境づくり」、「男女がともに活躍する社会づくり」及び「人権の尊重と互いに支え合う暮らしづくり」の4つの基本目標を掲げ、目指すべき姿とする「思いやりと支え合い 共に参画するまち 氷見市」の形成に向けて取り組んでまいります。

そして、ウィズコロナ、アフターコロナの時代を見据えて、「人 自然 食 文化で未来を拓く交流都市 ひみ」の実現を目指す「第9次氷見市総合計画」と整合性を図りながら、多様な主体と連携して本プランに掲げる取組みの着実な推進に努めます。

結びに、本プランの策定に当たり、貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様をはじめ、氷見市男女共同参画プラン策定委員会の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和4年3月

氷見市長 林 正 之

目 次

第 1 章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	3
2	計画の性格と位置づけ	4
3	計画の期間	4
4	目指すべき姿	5
5	計画の推進体制	6
6	世界・国・県のこれまでの動きと氷見市の取組状況	7
7	計画策定の背景	11
8	施策の体系図	17

第 2 章 計画の内容

基本目標 1	男女共同参画の意識づくり	21
基本目標 2	家庭・地域社会における男女共同参画のための環境づくり	27
基本目標 3	男女がともに活躍する社会づくり	36
基本目標 4	人権の尊重と互いに支え合う暮らしづくり	46
計画関連指標（K P I）		54

第 3 章 資料

1	男女共同参画社会基本法	57
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	60
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	67
4	富山県男女共同参画推進条例	74
5	氷見市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱及び委員名簿	76

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国が平成 11（1999）年に施行した「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指しています。

氷見市においては、平成 10（1998）年 6 月に「氷見市男女共同参画プラン～ファインパートナーシップ 21～」を策定し、その後、平成 20（2008）年、平成 25（2013）年、平成 30（2018）年とこれまで 4 次にわたってプランを策定し、男女共同参画の実現に向けた各種施策に総合的かつ計画的に取り組んできました。

こうした中、令和 3 年に実施した男女共同参画プラン策定に係る市民アンケート調査では、70 歳未満の年齢層では「男は仕事、女は家庭」という男女の役割に関して固定的な考えを持つ人の割合は、平成 29（2017）年の同アンケートの結果と比較して大きく減少しており、ワーク・ライフ・バランスが強く望まれている中、「仕事」と「家庭生活」をともに優先する人が多くなっています。

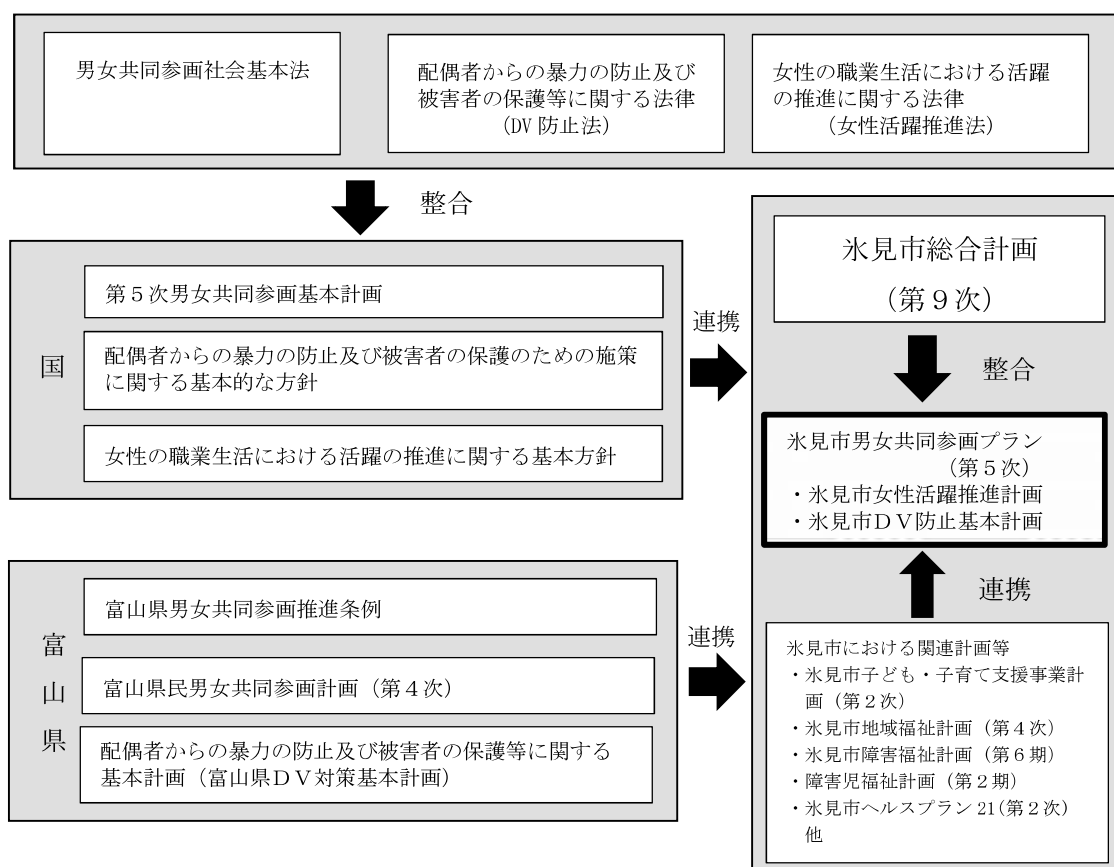
一方、「女性の意見が行政に反映されていない」、「家事などの多くを女性が担っている」など、男性が優遇されていると感じている人はいまだ多い状況です。また、「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」と考える人が多く、生活における結婚への優先度が低くなっていることが分かります。

こうした現状と課題を踏まえるとともに、急速な少子高齢化、家族形態やライフスタイルの多様化等に対応した豊かで活力ある社会を築くための取り組むべき施策を明らかにし、今後も継続して事業を計画的に推進するため、「氷見市男女共同参画プラン（第 5 次）」を策定しました。

2 計画の性格と位置づけ

この計画は、全ての人権が尊重され、性別による差別を受けることなく社会の広範な分野に参画し個性と持てる能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指すものです。

また、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている市が行う男女共同参画施策の基本的な計画とします。さらに、本計画の一部を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項の推進計画（「氷見市女性活躍推進計画」）として、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第2条の3第3項の基本計画（「氷見市DV防止基本計画」）として位置づけるものとします。



3 計画の期間

本計画の期間は「第9次氷見市総合計画」の計画期間に合わせて、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて概ね5年を目途に必要な見直しを行います。

4 目指すべき姿

令和4年度にスタートする「第9次氷見市総合計画」では、基本目標の一つに「育てたいまち」を掲げ、結婚・出産・子育てに関する支援や教育の充実、芸術・文化・スポーツの推進などに取り組むこととしており、その中で、男女共同参画について、一人ひとりの人権尊重と、それぞれの意思に基づいた自由な選択ができ、あらゆる分野において男女が共に参画する社会の実現を目指すこととしています。

この総合計画を上位計画とする「氷見市男女共同参画プラン（第5次）」においては、次の4つの基本目標を掲げて施策を進めてまいります。

- 基本目標1 男女共同参画の意識づくり
- 基本目標2 家庭・地域社会における男女共同参画のための環境づくり
- 基本目標3 男女がともに活躍する社会づくり
- 基本目標4 人権の尊重と互いに支え合う暮らしづくり

【目指すべき姿】

思いやりと支え合い 共に参画するまち 氷見市

【分野ごとの目指すべき姿】

家庭では	地域では
- 性別による役割分担意識を解消し、家族が共に家事・育児・介護等を担い、責任を分かち合う家庭を目指します。 - 家族が互いに助け合うことで、自分らしい生き方を選択できる家庭を目指します。	- しきたりや慣習を見直すことで、地域の行事や活動に誰でも平等に参画でき、地域の活力となることを目指します - 子ども、高齢者、障害者（児）など支援を必要とする人を地域で支え合うことを目指します。 - 地域のリーダーやボランティア等の人材育成を目指します。

働く場では	学校では
- 性別による差別をなくし、平等な立場と待遇が確保されることで、一人ひとりの個性と能力が発揮できる職場を目指します。 - 仕事や家庭、自治会やボランティア等、仕事以外の活動を、自分の希望どおりに選択することで、調和のとれた働き方を目指します。	男女共同参画の理解を深める教育と学習の推進により、一人ひとりの個性を伸ばすことができる人材育成を目指します。

5 計画の推進体制

(1) 市における計画の推進

計画を総合的かつ効果的に推進するために、行政各部局相互の連携や協力体制の強化に努め、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施します。また、市職員に対しても男女共同参画についての意識の浸透を図ります。

(2) 市民との協働による計画の推進

計画の推進について、市民一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深め、あらゆる場面での積極的な参加と協力を促します。また、男女共同参画社会の実現に向けて活動する富山県男女共同参画推進員氷見連絡会と連携を図り、その活動を支援します。

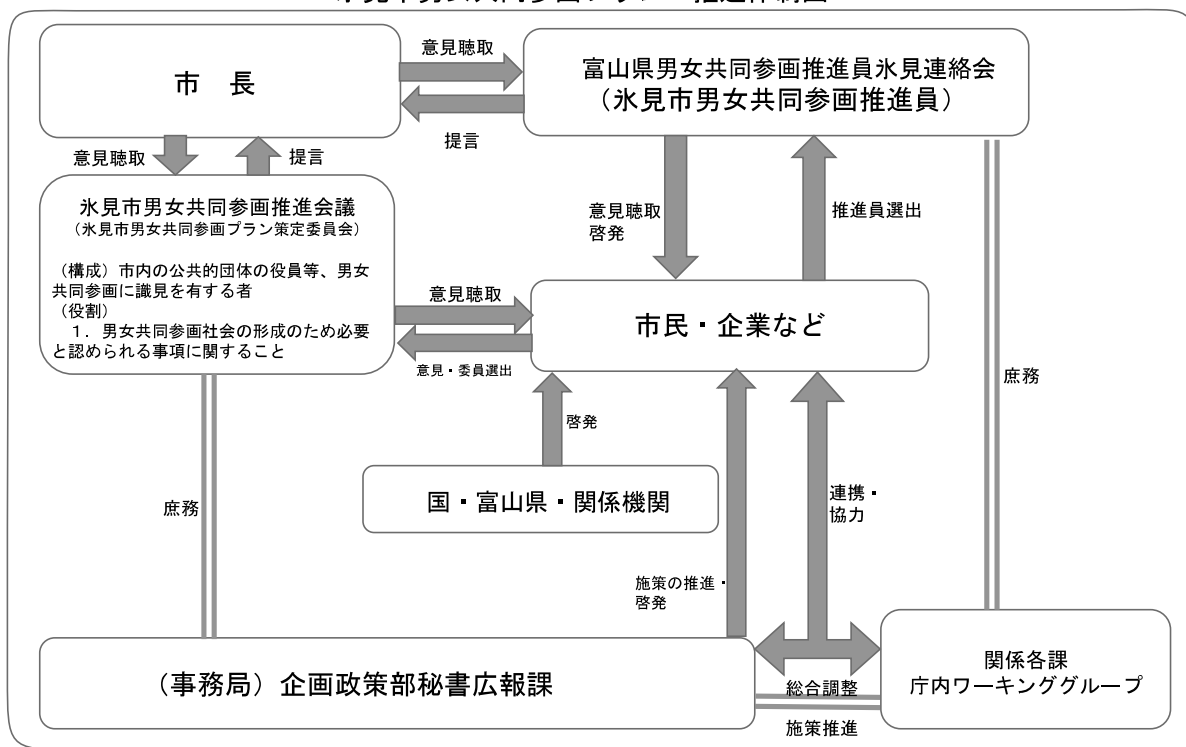
(3) 企業の理解のもとでの推進

男女共同参画社会を築くためには、一人ひとりのワーク・ライフ・バランスが重要です。仕事と家庭、地域における活動が両立できる体制の整備を促進します。

(4) 国・県・関係機関との連携

計画を推進するため、引き続き国・県・関係機関との連携を図ります。

氷見市男女共同参画プラン 推進体制図



6 世界・国・県のこれまでの動きと氷見市の取組状況

	国連の動き	国の動き	県の動き	市の動き
1975 年 (昭和 50 年)	国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置		
国連婦人の十年	1977 年 (昭和 52 年)	「国内行動計画」策定		
	1979 年 (昭和 54 年)	国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択		
	1980 年 (昭和 55 年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		「富山県婦人地域活動推進員氷見連絡会」設置
	1981 年 (昭和 56 年)	「国内行動計画後期重点目標」策定	「婦人の明日をひらく行動計画」策定	
	1985 年 (昭和 60 年)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（西暦 2000 年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」の改正 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准	
1987 年 (昭和 62 年)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	「21 世紀をめざすとやま女性プラン」策定	
1990 年 (平成 2 年)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991 年 (平成 3 年)		「育児休業法」の公布		
1992 年 (平成 4 年)			「新とやま女性プラン」策定	
1994 年 (平成 6 年)		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置		「富山県婦人地域活動推進員氷見連絡会」を「富山県女性プラン推進員氷見連絡会」に改称
1995 年 (平成 7 年)	第 4 回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）		
1996 年 (平成 8 年)		「男女共同参画 2000 年プラン」策定		

	国連の動き	国の動き	県の動き	市の動き
1997 年 (平成 9 年)		「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	とやま男女共同参画プラン 女性総合センター (現: 県民共生センター) 設置	「富山県女性プラン推進 員氷見連絡会」を「富山 県男女共同参画推進員氷 見連絡会」に改称
1998 年 (平成 10 年)				「氷見市男女共同参画プ ラン～ファインパートナ ーシップ21～」策定 「氷見市男女共同参画プ ラン 前期実施計画」策定
1999 年 (平成 11 年)		「男女共同参画社会基本法」公 布、施行		
2000 年 (平成 12 年)	国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定		
2001 年 (平成 13 年)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法律」 施行 閣議決定「仕事と子育ての両立 支援策の方針について」	「富山県男女共同参画推 進条例」公布、施行 「富山県民男女共同参画 計画」策定	
2002 年 (平成 14 年)			「新世紀すこやか子ども プラン」策定	「氷見市男女共同参画プ ラン 後期実施計画」策定
2003 年 (平成 15 年)		男女共同参画推進本部決定「女 性のチャレンジ支援策の推進 について」 「次世代育成支援対策推進法」 公布、施行		
2004 年 (平成 16 年)		男女共同参画推進本部決定「女 性国家公務員の採用・登用の拡 大等について」 「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法律」 の改正及び同法に基づく基本 方針の策定		
2005 年 (平成 17 年)	第 49 回国連婦人の地位委員 会(国連「北京+10」世界閣 僚級会合)(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定		「氷見市次世代育成支援 行動計画」策定
2006 年 (平成 18 年)		「雇用の分野における男女の 均等な機会及び待遇の確保等 にかんする法律(男女雇用機会 均等法)」改正	「未来とやま子育てプラ ン」策定 「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関 する基本計画」策定	
2007 年 (平成 19 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護に関する法律」改正(1 9 年 7 月) 「仕事と生活の調和(ワーク・ラ イフ・バランス)憲章」及び「仕 事と生活の調和推進のための行動 指針」策定	「富山県民男女共同参画 計画(第 2 次)」策定	「氷見市男女共同参画プ ラン～ファインパートナ ーシップ 2007～」策 定

	国連の動き	国の動き	県の動き	市の動き
2008 年 (平成 20 年)		「次世代育成支援対策推進法」改正		
2009 年 (平成 21 年)		「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」改正	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（第 2 次）（富山県DV対策基本計画）」の策定	
2010 年 (平成 22 年)	第 54 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）（ニューヨーク）	「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	「みんなで育てる とやまっ子 みらいプラン～子どもの笑顔輝く未来へ～」の策定	「氷見市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」策定
2011 年 (平成 23 年)				
2012 年 (平成 24 年)			「富山県民男女共同参画計画（第 3 次）」策定	「氷見市男女共同参画プラン～ファインパートナーシップ 2012～」策定
2013 年 (平成 25 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」改正		
2014 年 (平成 26 年)		「次世代育成支援対策推進法」改正、施行 「パートタイム労働法」改正		
2015 年 (平成 27 年)	第 59 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」記念会合）（ニューヨーク） 持続可能な開発目標 SDGs を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布、施行 「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定	「かがやけ とやまっ子 みらいプラン～みんなの希望がかない 子どもの笑顔あふれる未来へ～」の策定	「氷見市子ども・子育て支援事業計画」策定
2016 年 (平成 28 年)		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」改正	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」（第 3 次）（富山県DV対策基本計画）」の策定	
2017 年 (平成 29 年)		「働き方改革実行計画」策定		
2018 年 (平成 30 年)		「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布	「富山県民男女共同参画計画（第 4 次）」策定	「氷見市男女共同参画プラン～ファインパートナーシップ 2018～」策定
2019 年 (令和元年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」改正		

	国連の動き	国の動き	県の動き	市の動き
2020 年 (令和 2 年)	第 64 回国連婦人の地位委員会 (ニューヨーク)	「第 5 次男女共同参画基本計画」閣議決定		
2021 年 (令和 3 年)			「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」(第 4 次) (富山県DV対策基本計画)」の策定	

【令和 3 年度男女共同参画週間ポスター】



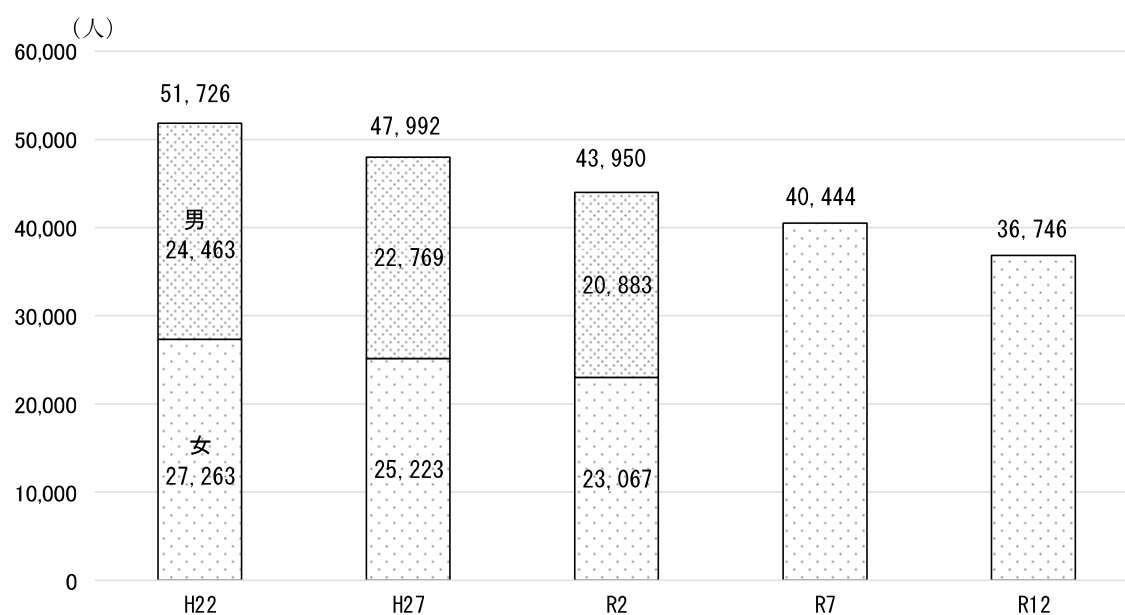
7 計画策定の背景

●人口の推移と将来の見通し

本市の人口は、令和2年国勢調査では43,950人で、平成27年の前回調査47,992人と比べると4,042人、8.4%減少し、平成22年の前々回調査の51,726人と比べると7,778人、15.0%減少しています。

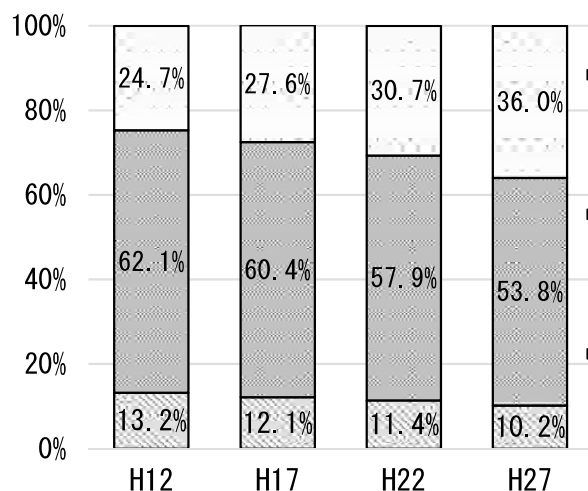
また、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口」（平成30年推計）によると、令和7（2025）年には40,444人、令和12（2030）年には36,746人と人口減少が加速することが見込まれています。

【氷見市の人口】



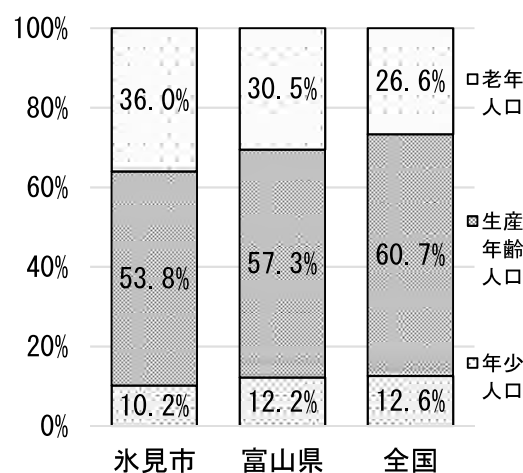
資料 H22～R2国勢調査
R7及びR12は、「日本の地域別将来推計人口」（平成30年推計）

【年齢3区分別人口の推移（氷見市）】



資料 H27 国勢調査

【年齢3区分別人口の人口の比較】

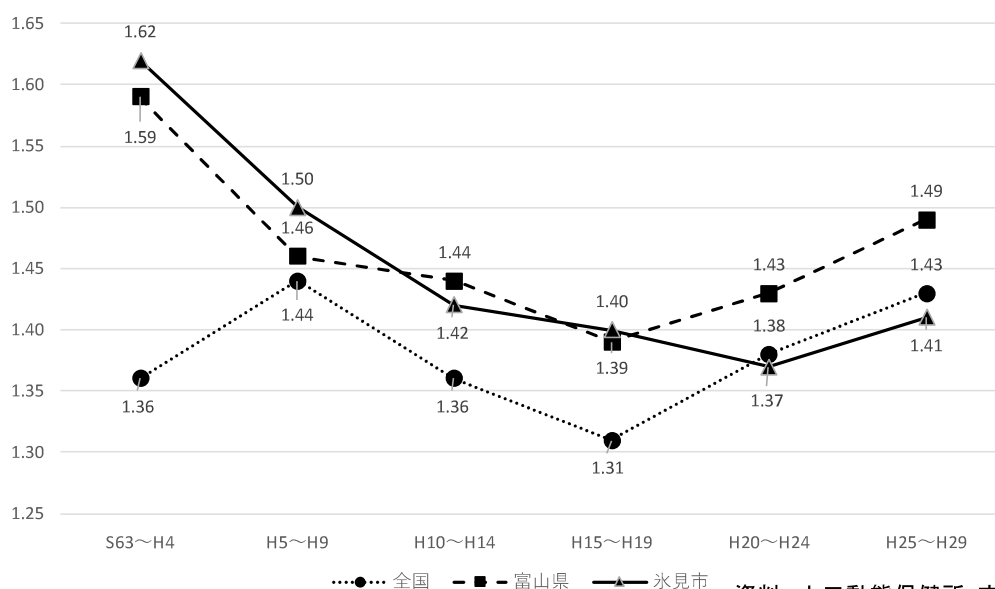


資料 H27 国勢調査

歳～14 歳）の割合は、平成 22 年国勢調査の 11.4%から平成 27 年国勢調査では 10.2%に減少しています。一方、老年人口（65 歳以上）の割合は 36.0%で、平成 22 年から 5.3%増加しています。これは、全国の 26.6%、県の 30.5%と比べても高く、高齢化が進んでいることが分かります。

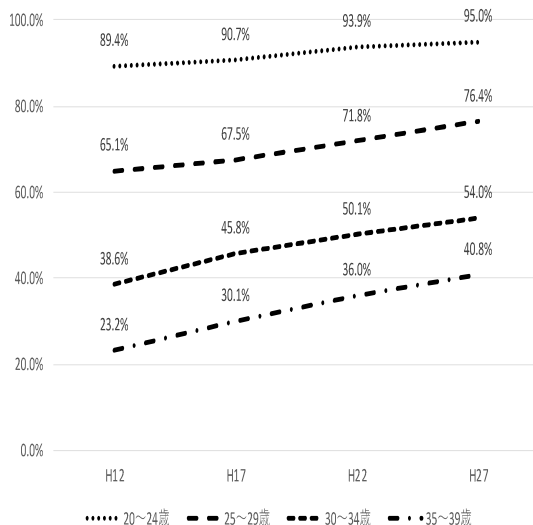
また、一人の女性が生涯に生む子どもの平均人数（合計特殊出生率）は、本市においても上昇傾向に向かい始めましたが、全国や県よりは緩やかな上昇傾向となっています。平成 20 年から 24 年までの合計特殊出生率は、全国が 1.43、県が 1.49 であるのに対し、氷見市は 1.41 となっており、この合計特殊出生率減少の大きな要因は未婚や晩婚であると考えられており、様々な結婚活動の支援が必要とされています。

【合計特殊出生率の推移】



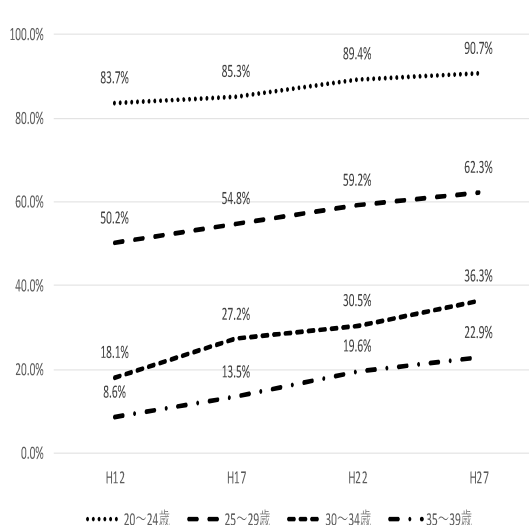
資料 人口動態保健所・市町村別統計

【未婚率の推移（男性）】



資料 第 2 期氷見市人口ビジョン

【未婚率の推移（女性）】



資料 第 2 期氷見市人口ビジョン

●女性の就業

全国的に女性の労働力率は30歳から34歳までで一旦低くなり、以降徐々に高くなっていきます。これは、結婚・出産に伴う退職等の動向の変化や雇用形態の変化等の様々な要因が考えられます。

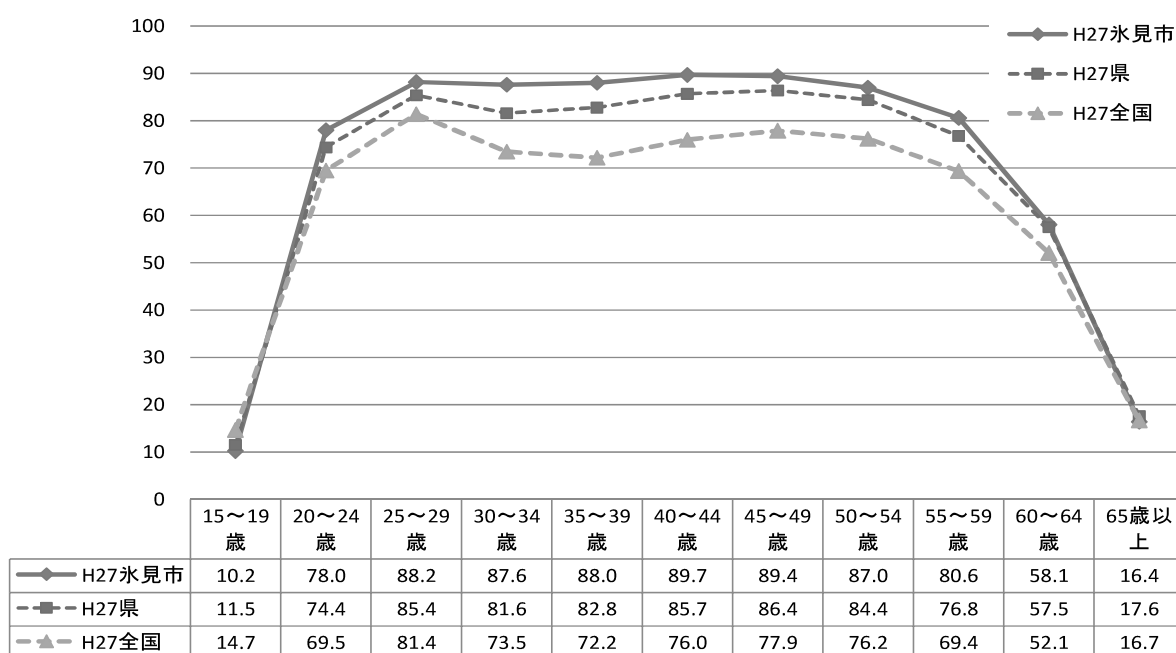
氷見市は、全国、県に比べて女性の労働力率*が高くなっており、25歳から54歳までは、労働力率がほぼ同率となっています。

こうしたことから、子育て支援に関する施策や、ワーク・ライフ・バランスの推進により職場や家庭生活が充実した社会づくりが重要視されています。

*労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者数＋完全失業者数）の割合

就業者：調査週間中、収入（現物収入を含む）になる仕事を少しでもした人

完全失業者：満15歳以上で、仕事がなく、仕事を探していた人で、仕事があればすぐ就ける人

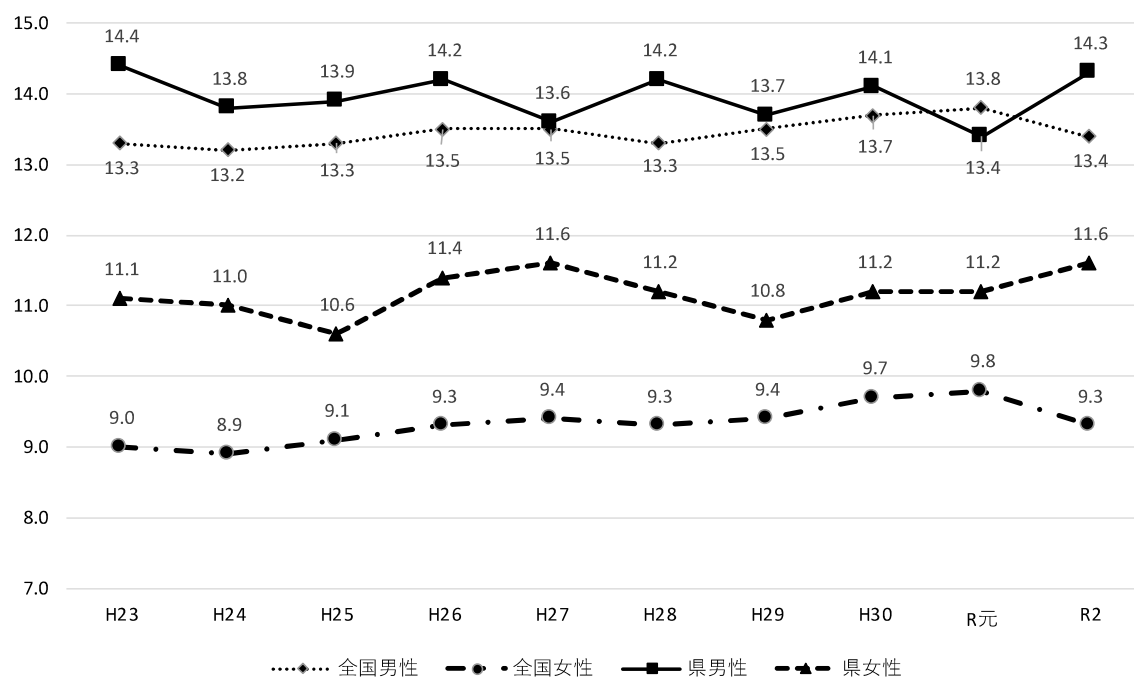


資料 H27 国勢調査

【女性労働者の平均勤続年数（全国・富山県）】

女性の平均勤続年数について、令和2年賃金構造基本統計調査では、富山県は11.6年(全国9.3年)で、全国2位となっています。

平成27年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」は、働く女性の活躍を後押しするもので、企業等においては、採用者に占める女性比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況、管理職に占める女性比率など、女性活躍に関する様々な状況把握と課題分析が必要とされています。



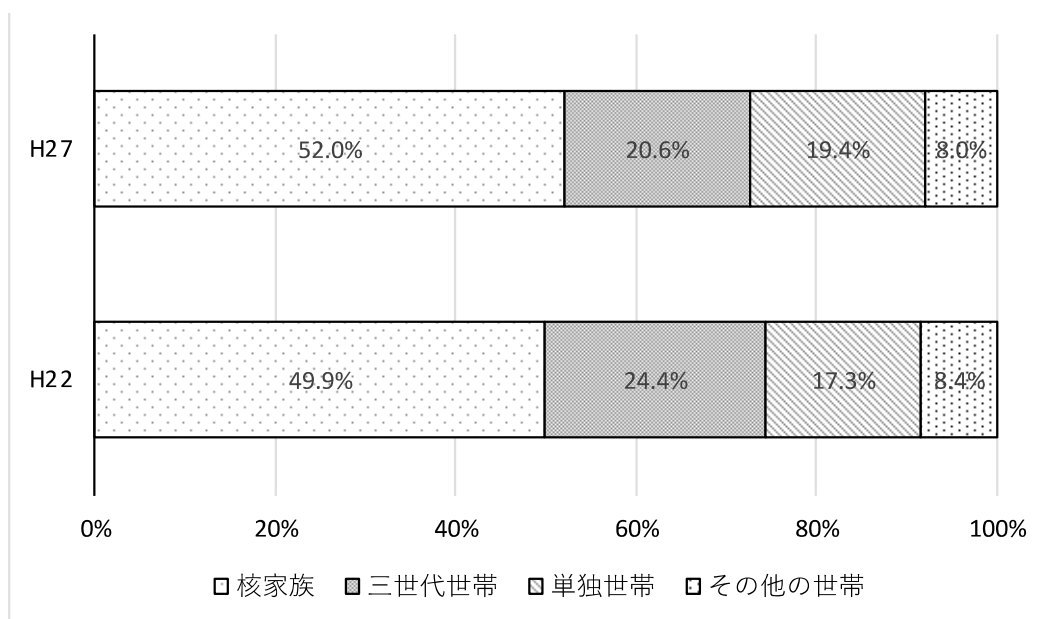
資料 R2 賃金構造基本統計調査

●家族形態の多様化

【氷見市の世帯類型】

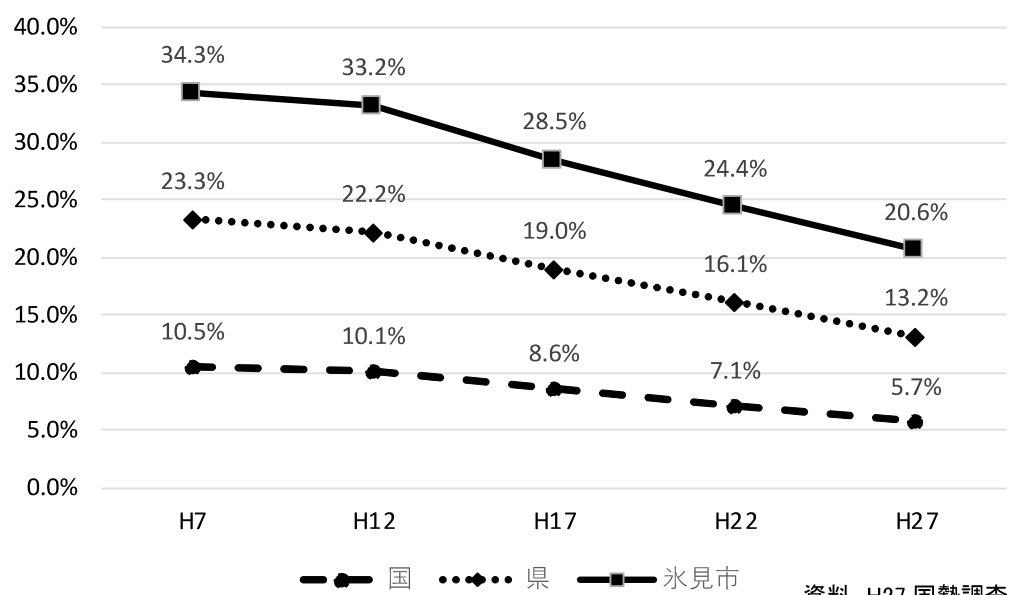
氷見市の三世代同居率は、平成 27 年国勢調査では 20.6%となっており、平成 22 年の前回調査の 24.4%と比較すると減少しましたが、富山県の 13.2%が全国で 5 番目に高い状況から、氷見市の三世代同居率は全国的に見ても高いことが分かります。

三世代同居により、子育てや家事に祖父母の協力を得られ、父母の負担が軽減されます。一方、お互いの生活を尊重する傾向が強くなっており、核家族世帯が増えるなど、家族形態の多様化が進んでいます。



資料 H27 国勢調査

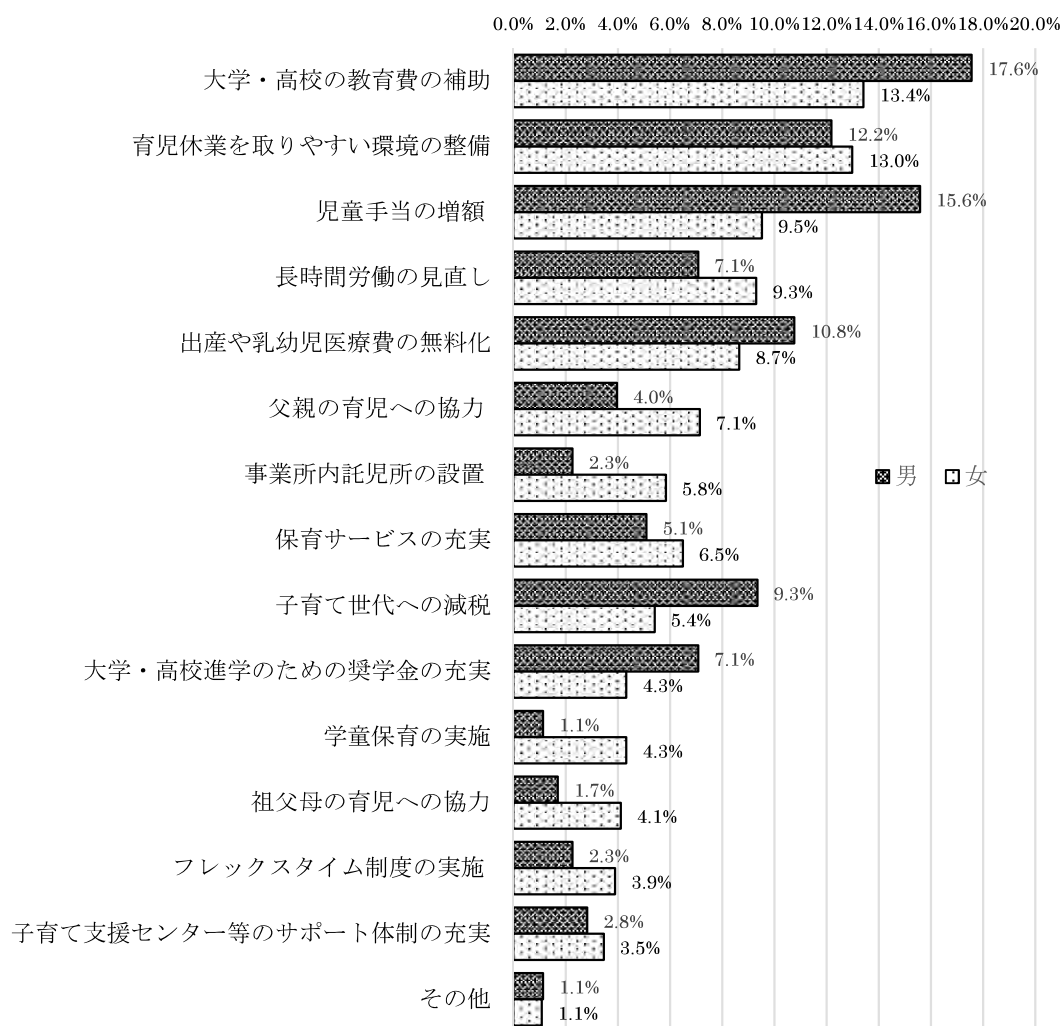
【三世代同居率の推移】



【子どもを生み育てやすい環境整備のための効果的な施策について】

市民アンケート調査によると、「大学・高校の教育の補助」が15.2%で最も多く、次いで「育児休業を取りやすい環境の整備」が12.6%となっています。

男女別の違いをみると、男性は「大学・高校の教育費の補助」「児童手当の増額」など経済的支援を望み、女性は「大学・高校の教育費の補助」「育児休業を取りやすい環境の整備」となっており、経済的支援及び子育て環境の整備を望む傾向が強いことが分かりました。



資料 R3 市民アンケート調査

8 施策の体系

基 本 目 標	基 本 施 策	主 な 取 組
1 男女共同参画の意識づくり	(1) 男女共同参画意識の確立	① 性別役割分担意識・慣行の見直し・改革 ② 男女共同参画についての意識の啓発
	(2) 男女共同参画の理解を深める教育・学習の推進	① 男女が共に担う家庭生活についての学習の推進 ② 男性にとっての男女共同参画の学習機会の充実 ③ 子どものころからの男女共同参画の推進
2 家庭・地域社会における男女共同参画のための環境づくり	(1) 誰もが安心して暮らせる環境整備	① 子育て支援の充実 ② 高齢者支援体制と介護サービス等の充実 ③ 障害者（児）や外国人への自立支援 ④ 社会的な援助を必要とする人への支援・相談 ⑤ 地域力の活用
	(2) 地域づくりにおける女性活躍の推進	① 地域・ボランティア活動における女性活躍 ② 防災・災害対策の分野における女性の参画推進
3 男女がともに活躍する社会づくり	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	① 審議会などへの女性の参画促進 ② 事業所・団体での女性の登用促進 ③ 女性の人材育成
	(2) 働く場における男女の平等の確保	① 職場における男女平等の確保 ② 男女が共に働きやすい職場の環境整備 ③ 就業等を支援する相談体制の充実
	(3) 女性の能力発揮のための支援	① 女性の再就業等への支援 ② 女性の「チャレンジ支援」への情報提供 ③ 農林水産業・商工業における働きやすい環境づくりの促進
	(4) ワーク・ライフ・バランスの推進	① 両立支援のための制度の啓発 ② 働き方の見直し等の啓発 ③ 希望に応じた柔軟な働き方の普及啓発
4 人権の尊重と互いに支え合う暮らしづくり	(1) 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	① 人権を守る啓発・教育 ② DV防止に向けた意識づくりと啓発 ③ 相談・支援体制の充実 ④ 関係機関との連携 ⑤ 性の多様性に関する理解の促進 ⑥ SDGsの推進
	(2) 生涯を通じた健康支援	① 妊娠・出産に関わる保健医療体制の充実 ② ライフステージに応じた健康支援